

守谷市スポーツ協会 売店出店者募集要領

1 目的

この要領は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「協会」という。）が開催する事業等における売店出店者の募集に関し、守谷市スポーツ協会売店出店者募集要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

設置場所は、各事業において協会が決定するものとする。

3 設置期間及び出店期間

売店の設置期間及び出店期間は、各事業における競技開始日から最終日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始１時間前から競技終了後３０分までとする。ただし、協会は、実情に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

１店舗当たり１ブース約２０㎡（２間×３間のテント）を基準とする。

その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備すること。なお、会長の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置すること。

★事業に応じて出店数は主催者が決定し、申込者数多数の場合は抽選となる。

6 出店料

（１）守谷市スポーツ協会 売店等設置運営要項７（１）に規定される出店料は、次の表に定めるとおりとする。

項目	市内業者	市外業者
テント（２間×３間）※間口３間	８,０００円	１４,５００円
飲食店用テント（１.５間×２間）※間口１.５間	４,５００円	８,０００円
キッチンカー	４,０００円	４,０００円

（２）その他営利団体や利益を目的としない啓発活動を行う団体や企業に該当する者は半額免除で出店することができる。

（３）上記（１）（２）にかかわらず、次のアからエのいずれかに該当する者は出店料全額免除で出店することができる。

ア 守谷市スポーツ協会の加盟団体として出店するもの

イ 守谷市内の行政機関等

ウ ア～エに掲げるもののほか、協会が特に必要と認めるもの

エ 守谷市内の行政機関との共催や後援による事業等

（４）上記（２）（３）については、**テントの大きさ １.５間×２間(間口 １.５間)に限る**

7 付属備品の経費

出店に際して、次の付属備品の経費については出店者の負担とし、使用する場合は出店料に併せて支払うものとする。

付属備品	料金
長机（テーブル）	1,000 円/1 台
椅子（パイプイス）	350 円/1 脚
その他（仮設電源等）	実費経費

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 郷土物産品
- (3) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

- (4) 宅配便
- (5) 災害支援特産品

災害被災地を支援するために販売する特産品等。ただし、(3) の条件を満たすものであること。

- (6) その他協会が特に必要と認めたもの

9 申請方法

出店希望者は、協会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「出店従業員名簿及び搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、提出すること

10 提出及び問合せ先

〒302-0198 守谷市大柏 950 番地の1 一般社団法人守谷市スポーツ協会事務局
TEL：0297-38-7735 FAX：0297-45-5703 mail：info@sports-moriya.com